

浜松市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策助成事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、浜松市内（以下「市内」という。）で障害福祉サービス等事業所を運営する法人に対し、原油価格・物価高騰等の影響による食材料費の負担を軽減するため、予算の範囲内において浜松市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策助成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害福祉サービス等事業所

障害者の日常生活及び社会福祉生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業又は同条第18号に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う事業所及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業又は同条第6項に規定する障害児相談支援事業を行う事業所をいう。

(2) 障害者支援施設

障害者総合支援法第5条第11号に規定する障害者支援施設をいう。

(3) 障害児入所施設

児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。

(4) 事業実施

障害者総合支援法第29条第1項、第51条の14第1項若しくは第51条の17第1項第1号又は児童福祉法第21条の5の3第1項、第24条の2第1項若しくは第24条の26第1項第1号の指定を受け、給付費を請求しているものをいい、休止している場合を含まない。

(補助対象者)

第3条 補助を受けることができる者は、次の定める各号のとおりとする。

ア 市内で障害者支援施設及び障害児入所施設を運営する法人であること。

イ 令和7年4月1日時点で事業実施しており、令和8年3月末日まで事業実施を予定していること。

ウ 市税を滞納していないこと。

エ その他、市長が不適当と認めた者でないこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。
 - (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

（対象経費等）

第4条 対象経費は別表に掲げるものとする。ただし、対象経費の支出がない障害者支援施設及び障害児入所施設は補助対象外とする。

- 2 令和7年4月1日から継続して事業実施している障害者支援施設及び障害児入所施設の補助金の額は、別表に定める補助基準額に定員数、令和8年3月末日までの事業実施予定日数及び補助率を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付の申請は、交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出するものとする。

- (1) 申請額算出内訳書（第2号様式）
 - (2) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（給与所得者を雇用する法人のみ）
 - (3) その他市長が定めるもの
- 2 補助金の申請は、法人単位で申請するものとし、一つの事業所にて複数のサービスを実施している場合は、別表に基づき申請すること。

（交付の条件）

第6条 次に掲げる事項を、交付の決定の条件とする。

- (1) 令和8年3月31日まで継続して事業実施し、次に掲げる書類を添えて令和7年度末日までに市長に提出するものとする。
 - ア 事業実施報告書（第9号様式）
- (2) 補助対象者は令和8年3月31日までの障害福祉サービス等の事業継続が困難となった場合、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。また、当該

障害福祉サービス等事業所に係る補助金は全額を返還しなければならない。

- (3) 補助対象者は補助金に関する報告及び立入調査について、市長から求められた場合には、それに応じなければならない。
- (4) 補助対象者は、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額を返還しなければならない。
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合
 - ウ 補助金の交付決定を取り消された場合
- (5) 補助対象者は規則に基づく市長の指示に従うこと。
- (6) 補助対象者は規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (7) 補助対象者が補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、当該補助対象者が他に交付を受ける補助金についてその交付を一時停止し、又は当該未納額との相殺をする場合がある。
- (8) 補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部または一部に相当する金額を市に納付すること。

(交付の決定)

- 第7条 市長は、第5条の規定に基づく交付申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の決定をする場合は、規則第7条第1項の規定により、補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の審査において、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、規則第7条第2項の規定により、速やかに補助金を交付しない旨を補助金交付却下通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

- 第8条 前条第1項の規定により補助金交付決定通知を受けた申請者が、申請の内容等を変更するときは、補助金変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、変更内容を審査し、補助金の変更交付の決定を

するときは、補助金変更交付決定通知書（第 6 号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 9 条 申請者は、第 7 条第 1 項の規定により補助金交付決定通知書を受領した後、速やかに補助金交付請求書（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 10 条 市長は、前条の請求書が提出された場合には補助金を交付するものとする。

（決定の取り消し）

第 11 条 市長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定等を受けたとき。
- (2) 第 3 条の要件を備えていないことが判明したとき。
- (3) 第 6 条の条件に反したとき。
- (4) その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、申請者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとし、補助金交付決定取消通知及び返還命令書（第 8 号様式）を送付するものとする。

（加算金及び遅延損害金）

第 12 条 申請者は、前条第 2 項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 申請者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 第 4 項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行し、令和 4 年度中の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 2 日から施行し、令和 4 年度中の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 2 6 日から施行し、令和 5 年度中の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 2 月 1 3 日から施行し、令和 5 年度中の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 2 7 日から施行し、令和 5 年度から令和 6 年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 5 日から施行し、令和 6 年度中の補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 9 月 1 3 日から施行し、令和 6 年度の補助金に適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度の補助金に適用する。

別表

食材料費

サービス 区分	サービス種別	補助基準額 (円)	補助率
入所系 サービス	障害者支援施設	202	1/2
	障害児入所施設	175	

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

事業者 名称

代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

補助金交付申請書

浜松市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策助成事業費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 _____ 円

2 市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑記入）

- ☐ 浜松市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策助成事業費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助金交付事業者の市税の納付又は納入の状況について確認することに同意します。

3 暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑記入）

- ☐ 浜松市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策助成事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

（1）次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- ・暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- ・暴力団員等と密接な関係を有する者
- ・上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

（2）浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

添付書類

- （1）申請額算出内訳書（第2号様式）
- （2）市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（給与所得者を雇用する法人のみ）

第 2 号様式（第 5 条関係）

申請額算出内訳書

食材料費

No.	事業所名	サービス種別	定員数	補助基準額 (円)	運営見込日数 (令和7年4～ 令和8年3月)	補助率	補助額 (円)
1						1/2	
2						1/2	
3						1/2	
4						1/2	
5						1/2	
6						1/2	
7						1/2	
8						1/2	
9						1/2	
10						1/2	

記入方法

- (1) サービス種別は、要綱別表のサービス種別欄から選択すること。
- (2) 運営見込日数は、令和7年4月～令和8年3月末日までの事業実施予定の日数を記入すること。

食材料費 補助基準額(単位：円)	
障害者支援施設	202
障害児入所施設	175

浜松市指令 第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市障害福祉サービス等事業所物価
高騰対策助成事業費補助金について、下記のとおり決定します。

記

1 決定の内容

金額 _____ 円

2 交付の条件

- (1) 令和8年3月31日まで継続して事業実施し、次に掲げる書類を添えて令和7年度
末日までに市長に提出するものとする。
ア 事業実施報告書（第9号様式）
- (2) 令和8年3月31日までの事業継続が困難となった場合、速やかに市長に報告して
その指示を受けなければならない。
- (3) 補助金に関する報告及び立入調査について、浜松市から求められた場合には、それ
に応じなければならない。
- (4) 市長は、交付した補助金について、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の
全額の返還を請求することとする。
ア 虚偽の申請等をした場合
イ 補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合
ウ 補助金の交付決定を取り消された場合
- (5) 規則に基づく市長の指示に従うこと。
- (6) 規則17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還
の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18
条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (7) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を
納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金につい
てその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(8) 補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、
10年間保管しておかなければならない。

(9) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部または一部に相当する金額を市に納付すること。

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付却下通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策助成事業費補助金について、補助の交付をしないこととしましたので通知します。

第 5 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

申請者 名称

代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

補助金変更承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業について変更したいので、関係書類を添えて申請します。

変更前 交 付 決 定 額 _____ 円

変更後 変更承認申請額 _____ 円

添付書類

申請額算出内訳書（第 2 号様式）

浜松市長

- (1) 令和8年3月31日まで継続して事業実施予定であること。
- (2) 令和8年3月31日までの事業継続が困難となった場合、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助金に関する報告及び立入調査について、浜松市から求められた場合には、それに応じなければならない。
- (4) 市長は、交付した補助金について、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額の返還を請求することとする。
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合
 - ウ 補助金の交付決定を取り消された場合
- (5) 規則に基づく市長の指示に従うこと。
- (6) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (7) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (8) 補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

請求者 名称

代表者氏名

補助金交付請求書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた
浜松市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策助成事業費補助金について、下記のと
おり請求します。

記

1 金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協	営業本部 本店 支店 出張所
口座種別	普 通 ・ 当 座 ・ そ の 他	
口座番号		
口座名義（カナ）		

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付決定取消通知及び返還命令書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付決定した
浜松市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策助成事業費補助金について、交付決定の
全部又は一部を取り消し、次のとおり返還を命ずる。

記

交付決定額 _____ 円

交付年月日 年 月 日

取消額 _____ 円

返還金額 _____ 円

返還期限 年 月 日

取消・返還を命ずる理由

第9号様式（第6条関係）

事業実施報告書

食材料費

住所（所在地）
名称
代表者氏名
(署名又は記名押印をしてください。)

No.	事業所名	サービス種別	定員数	運営日数 (令和7年4～ 令和8年3月)	対象経費支払額 (円)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

記入方法

(1)サービス種別は、要綱別表のサービス種別欄から選択すること。

(2)運営日数は、令和7年4月～令和8年3月末日までの事業実施日数を記入すること。

食材料費	補助基準額(単位：円)
障害者支援施設	202
障害児入所施設	175